

(写)

5 消安第 3156 号
令和 5 年 8 月 29 日

青森県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

フランスにおける高病原性鳥インフルエンザワクチン接種の開始
に伴う生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置について

日頃より、家畜衛生対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

今般、フランス家畜衛生当局より本年 10 月 1 日から飼養あひるを対象とした高病原性鳥インフルエンザワクチン（以下「HPAI ワクチン」という。）接種を開始する旨の連絡がありました。現行の HPAI ワクチンは感染を完全に防ぐことはできず、清浄性が確認できないことから、我が国はワクチン接種国からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を認めておりません。また、フランスと合意している家畜衛生条件においても、その旨規定しているところ

です。このため、フランスにおいて HPAI ワクチン接種が開始された場合、フランスと合意している家畜衛生条件に基づき、フランス全土から日本向けに輸出される生きた家きん、家きん肉等について、輸入停止措置を講じることとして、別添のとおり団体宛に通知しましたので、各都道府県に置かれましても御了知の上、関係者に周知いただきますようお願いいたします。